障害者総合支援制度全体図は、構成される給付を図にしています。

障害者総合支援法に基づくサービス等は次のとおりです。

障がい福祉サービス

障がい福祉サービスには介護給付と訓練等給付があります。

介護給付には、居宅介護（ホームヘルプ）、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度訪問介護、施設入所支援、重度障がい者等包括支援があります。

訓練等給付には、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）があります。

その他

補装具、相談支援（地域移行支援、地域生活定着支援、サービス利用支援、継続サービス利用支援）、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）、地域生活支援事業（相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付、移動支援、地域活動支援センター等）、地域生活促進事業（発達障がい児者地域生活支援、障がい者虐待防止対策等）があります。

児童福祉法に基づくサービスは次のとおりです。

　障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、障がい児相談支援（障がい児支援利用援助、継続障がい児支援利用援助）、障がい児入所支援（福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設）。